



保険・年金

国民年金の受給の条件

【老齢基礎年金】

受給のためには、原則、厚生年金や共済年金の加入期間も含めて25年以上の納付期間が必要で、す。ただし、免除制度や「カラ期間※」の制度もあり、受給資格期間が足りない方や受給額を増やしたい方が「任意加入」する制度もありますので、ご自身の加入期間をきちんと調べましょう。

※国民年金に未加入でも、昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間で次に該当する場合は受給資格期間に算入されます(年金額の計算には入りません)

- ①昭和61年3月までに会社員や公務員の配偶者で、任意加入していなかった期間
- ②平成3年3月31日以前、学生で未加入だった期間
- ③海外に居住していて、任意加入していなかった期間

【障害基礎年金】

20歳前に一定の障がいのある状態に該当した場合を除き、次のいずれかの条件を満たさないと受けられません。

- ・初診日の前々月までに加入期間の3分の2以上保険料納付期間(免除期間含む)がある

・初診日の前々月までの1年間の保険料を滞納していない

【遺族基礎年金】

亡くなった方が、亡くなった日の前々月までに加入期間の3分の2以上保険料納付期間(免除期間含む)があるか、1年間保険料を滞納していないことが支給の必要条件です。

【第1号被保険者の独自給付】

付加年金 毎月の保険料に400円を上積みして納めた場合、納めた月数に200円を乗じた額が、老齢基礎年金の年間支給額に上乗せされて支給されます。	死亡一時金 保険料を3年以上納めた方が、基礎年金を受けずに亡くなったとき、生計を同じくする遺族に一時金として支払われます。
寡婦年金 保険料納付期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、基礎年金を受ける前に亡くなったとき、10年以上婚姻期間があった妻に、60歳～65歳になるまでの間支給されます。	外国人の脱退一時金 保険料を6カ月以上納めた外国人で、年金を受けられない方が帰国したとき、出国後2年以内に請求すると、一時金として支払われます。

国民年金保険料の未納がないか確認しましょう。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72・3122



防災

定期普通救命講習会

9月9日は「救急の日」です。病気になるた人やけがをした人に

正しい「応急手当」ができるよう皆さんで講習会に参加しましょう。

対象 市民(中学生以上)、または市内に勤務されている方
日時 9月17日(日)9時～12時
場所 石狩消防署(花川北1・1) 持ち物 筆記用具

費用 無料
申込方法 電話

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします

【そのほかの講習会】

グループ単位(10人程度)で受講する場合の講師派遣、小児・乳児を対象にした救命手当、各種応急手当の講習会も受け付け中。
申込・問合せ 石狩消防署警備課 ☎74・7024

第10回防火パークゴルフ大会

対象 市内に在住または勤務されている方
日時 10月26日(木)8時～13時(受付7時30分)
場所 緑苑台パークゴルフ場
定員 180人(先着順)
費用 プレイ代400円～600円(同ゴルフ場年間利用券をお持ちの方は無料)、道具代100円、保険代10円 ※当日の受付で徴収

受付期間 10月2日(月)～10月12日(木)

そのほか 申込者以外の方の参加不可。車で来場される方は極力乗り合わせてお越しください

申込 緑苑台・シーサイドみなくろ・浜益温泉公園各パークゴルフ場
問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

甲種防火管理再講習

対象 甲種防火管理講習を修了した方で次に該当する方
集会場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする収容人員300人以上の防火対象物の防火管理者(またはその予定の方)

日時 11月10日(金)13時30分～16時30分 ※受付13時～13時25分
場所 花川北コミセン
定員 70人
費用 1365円(参考図書代)
申込期間 10月2日(月)～31日(火)
申込方法 受講申請書に防火管理解者講習修了証の写しを添付し最寄りの消防署に提出
問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

「薬剤投与認定 救急救命士」誕生!

石狩消防署に、救急現場などで呼吸が止まった傷病者に対し、気管チューブによる気道確保の実

施に加えて、傷病者の心臓の動きが停止したときに、医師にしか認められていなかった心臓の動きを助ける「薬剤」を投与できる救急救命士が4人誕生しました。

石狩消防署ではさらなる救命率の向上を目指して薬剤投与認定救急救命士を養成していきます。

問合せ 石狩消防署警備課 ☎74・7024

そのほか

平成18年事業所・企業統計調査

10月1日、事業所・企業統計調査が全国一斉に行われます。調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料などに使われます。9月下旬から「調査員証」を携行した調査員が、各事業所へ調査票をお届けします。調査内容を他人に話したり、調査した結果を統計以外の目的に使用することは法律で禁止されていますので、安心して調査にご協力をお願いします。

問合せ 文書・統計担当 ☎72・3681





市民の声を活かす条例 審議会のうごき

市では、さまざまな分野の重要な政策について、より専門的な知識を有する方や、市民の方などに調査や審議を行ってもらうため、「審議会」や「協議会」を置いています。このうごきを見ると、市政の流れがわかります。ほとんどの審議会は公開されていますので、ぜひ一度傍聴においでください。

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●7月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
3	第2回行革懇話会(行政経営推進室)	第2次石狩市行革大綱について	公開	0
4	第4回水道事業運営委員会(業務課)	石狩市水道ビジョン草案「後編」について	公開	4
4	第4回市民憲章等検討会(市民生活課)	パブリックコメントで提出された意見の検討	公開	0
5	第1回表彰審査委員会(総務課)	平成18年度石狩市表彰被表彰者の決定について(諮問)市制施行10周年表彰候補者の決定について(諮問)	非公開	—
10	第2回社会福祉審議会(福祉総務課)	障害者自立支援法の施行に伴う地域生活支援事業に係る利用者負担について(諮問)	公開	2
12	第4回下水道事業運営委員会(下水道管理課)	公共下水道事業受益者負担金に係る負担区及び負担区単価の新設について(継続審議)	公開	0
12	第1回障害者自立支援認定審査会(福祉生活課)	障害者自立支援法に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査	非公開	—
21	第1回融資制度損失補償審査委員会(商工労働観光課)	小規模企業活性化資金融資制度に係る損失補償について(諮問)	非公開	—
26	第1回障害福祉計画作成委員会(福祉生活課)	石狩市障害福祉計画の作成について(諮問)	公開	2
26	第1回国民健康保険運営協議会(国民健康保険課)	石狩市国民健康保険事業特別会計決算について	公開	0
28	第3回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域振興事業について	公開	0
31	第1回特別職報酬等審議会(行政管理課)	市長の給料月額の設定について(諮問)	公開	0
31	第3回行革懇話会(行政経営推進室)	第2次石狩市行革大綱について	公開	0
	介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(7月中6回開催)	非公開	—

図協推進・男女共同参画担当 ☎72-3246
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

ISO14001取組成果

市では、平成14年度に本庁舎をはじめとして「ISO14001」を取得し、現在13の施設で環境に負担を掛けない取り組みを進めています。平成17年度は、前年度と比べて、電気使用量は1%、ごみの排出は6%削減しましたが、ガスは5%、水道水は1%の増となりました。この結果、光熱水費等の経費は、前年度比で約160万円削減できました。

問合せ ISO担当
☎72・3240

選挙人名簿の縦覧

9月1日現在で、次に該当する方を選挙人名簿に登録します。

平成18年6月1日までに石狩市に転入届出のあった方
・昭和61年9月2日までに生まれた方

縦覧期間 9月3日(日)～7日(木)

縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局 ☎72・3146

循環資源利用促進税

10月1日から始まる、産業廃棄物に関する税制度です。産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税され、税収は産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などの費用に充てられます。

○納税義務者は産業廃棄物を排出する事業者です。

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給資格者の方(該当者の遺族を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状

恩給資格者引揚者の方へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給資格者の方(該当者の遺族を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状

○中間処理業者を介する場合は、中間処理業者が納税義務者となりますが、その循環税相当額が中間処理料金に転嫁されますので、排出業者が間接的に負担することになります。

○税率は搬入産業廃棄物1トン当たり千円。 ※平成20年3月31日までは暫定税率が適用

問合せ 石狩支庁課税課間税係 ☎011・281・7937

パーソントリップ調査(交通実態調査)

パーソントリップ調査とは「誰がどこに、何の目的で、どの交通機関で移動したか」といった、人の一日の動きの実態を調べ、現在の交通実態を総合的に知ろうとする調査で、北海道と札幌市が共同で実施しています。

調査対象 道央都市圏在住の7万5千世帯

調査期間 9月下旬～10月中旬

調査方法 北海道が委託した調査員が訪問調査

調査実施機関 北海道建設部まちづくり局都市計画課

※調査結果は将来のまちづくりや交通のあるべき姿を検討する資料として使用し、調査目的以外には使用しません

問合せ 道央都市圏パーソントリップ調査実施本部(北海道・札幌市共同) ☎0120・940・180
http://www.donou-pt.jp

